

#### 4 関連する規制の見直し

通 知	説明図表番号
<p>買物弱者対策に資する取組を継続して実施するためには、買物弱者対策に取り組んでいる事業者の自助努力やこれらに対する金銭的支援だけではなく、事業者が取組を実施しやすい環境作りも必要と考えられる。特に、人口が少ない中山間地域を中心に、採算ベースに乗りにくい取組を実施している事業者のためには、少しでもその負担を軽くする環境作りが必要と考えられる。</p> <p>今回、調査した 183 事業者及び 87 地方公共団体において、買物弱者対策に資する取組を行う上で、支障となっている規制はないか聴取したところ、次のとおり、移動販売事業における許可取得や移動販売車への手洗設備の設置に関して規制の見直しを求める意見がみられた。</p>	
<p><b>ア 食品の移動販売許可</b></p> <p><b>【意見・要望等】</b></p> <p>複数の地方公共団体の区域をまたがって移動販売を行う際、保健所を設置している地方公共団体の管轄区域ごとに移動販売の許可が必要となっており、その都度、申請書類作成や申請手数料等の負担が生じている。ある特定の地方公共団体で自動車による移動販売許可を取得した場合は、他の保健所を設置している地方公共団体の管轄区域でも営業できるようにしてほしい。</p>	<p>図表4-①</p>
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>食品衛生法第 51 条では、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業として、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条で定める 34 業種について、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないとされている。また、これらの営業を行おうとする者は、同法第 52 条及び第 66 条により、都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）による許可が必要とされている。</p>	<p>図表4-②</p>
<p>一方、自動車による食品の移動販売の営業については、厚生労働省が「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について」（昭和 42 年 3 月 3 日付け環乳第 5016 号厚生省環境衛生局長通知。以下「取扱要領」という。）を発出している。</p> <p>取扱要領では、食品の移動販売車に対して食品衛生法に基づき許可を与えるに当たっては、食品衛生上の支障が生じないような施設につき許可がなされるよう、食肉販売業、魚介類販売業及び乳類販売業のうち、自動車に販売施設を設けて出店予定地を巡回販売する形態のもの（以下「移動販売」という。）を対象に、許可の単位、許可の際に付することができる条件、施設基準等、都道府県知事等が移動販売に係る食品衛生法に基づく許可</p>	<p>図表4-③</p>

(以下「移動販売許可」という。)の取扱いを条例等で定める際の留意点について示している。この中で、移動販売許可は、営業者の属する主たる固定施設の営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等が行うものとする。こととし、営業所等の所在地以外の都道府県等の管轄区域にも移動して移動販売を行う場合には、改めて当該都道府県知事等の許可を要するとしている。

また、厚生労働省は、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を受け、「食品衛生法に基づく営業許可について」(平成20年3月27日付け食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知。以下「20年通知」という。)を発出し、移動販売による営業も含め、都道府県等に対し、複数の地域にまたがって営業を行う営業者について、既に近隣の都道府県等の営業許可を取得している場合には、営業許可手続の簡素化が図られるように努めるよう要請している。

図表4-④

#### 【調査結果】

今回、調査対象20都道府県のうち、当該都道府県内に保健所を設置する市がある19都道府県において、既に営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等の移動販売許可を得ている者が、当該都道府県知事等の管轄区域を越えて移動販売を行う場合の移動販売許可の取扱いについて調査したところ、

- ① 既に営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等の移動販売許可を取得している場合、同一都道府県内であれば、新たに移動販売許可を取得しなくても、移動販売が営業できる取扱いとしているものが6都道府県
- ② 都道府県知事等の移動販売許可による営業は、あくまで当該都道府県知事等の管轄する区域内に限られ、この区域外で営業することは、同一都道府県内であっても、認められていないものが13都道府県となっていた。

なお、都道府県をまたいで移動販売を行う場合については、19都道府県全てにおいて、それぞれの都道府県知事等の移動販売許可が必要とされていた。

上記②の13都道府県では、そのような取扱いとしている理由について、「許可権者が異なるため」、「都道府県内の保健所を設置する市と、移動販売許可の基準(特に施設基準)が異なるため」、「都道府県内の保健所を設置する市と調整を行った上で移動販売許可の基準を定めてはいるが、違反が発生した場合の処分方法について調整を図っていないため」などとしている。

図表4-⑤

一方、上記①の6都道府県の中には、営業所等の所在地で移動販売許可を受けている者が、営業所等の所在地以外の都道府県知事等の管轄区域に

において不適切な営業を行っている場合、営業所等の所在地以外の都道府県等が移動販売許可を与えている都道府県知事等に指導等の必要性について連絡する申合せを行い、処分方法について調整を図っている例がみられた。

厚生労働省も、上記①の取扱いが実施できている都道府県知事等間では、施設基準等が同じ内容となっていることが考えられるとし、施設基準等については条例等により規定されるため、各許可権者間で施設基準の内容、監視指導の方法、違反発生時の行政処分の取扱い等について調整が整えば、営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等以外による移動販売許可を不要とする取扱いは可能であるとしている。

しかし、厚生労働省は、20年通知において想定している営業許可手続の簡素化は、審査期間の短縮や申請書様式の統一であるとしており、営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等以外による移動販売許可を不要とする取扱いまでは想定していなかったとしている。

移動販売を行っている事業者の営業区域が複数の都道府県知事等の管轄区域にまたがることは容易に想定されるが、この場合、上記②の取扱いのように、管轄区域ごとに移動販売許可が必要とされていると、それぞれに許可申請書類の作成、申請手数料の支払等が必要となり、事業者の負担になるものと考えられることから、移動販売の取組の継続を支援する観点からは、複数の都道府県知事等の管轄区域にまたがって営業する移動販売について、営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等以外の移動販売許可は不要とする取扱いが推奨されるべきと考えられる。

図表4-⑥

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、買物弱者対策に取り組む事業者の負担軽減の観点から、複数の都道府県知事等の管轄区域で移動販売を実施しようとする事業者が、既に、営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等の移動販売許可を取得している場合、関係都道府県知事等の間で、同水準の施設基準の下で、監視指導の方法、行政処分の取扱い等について調整がなされているときは、移動販売許可を取得している都道府県知事等の管轄区域外においても、新たに移動販売許可を取得しなくても移動販売が営業できる取扱いとして差し支えないことを都道府県等に周知する必要がある。

#### イ 移動販売車の施設基準

##### 【意見・要望等】

都道府県が定めている移動販売に係る施設の基準の中には、食肉、魚介類及び乳類を販売する場合には、移動販売車に飲料に適する水を十分供給することのできる容積の貯水槽を有した流水式手洗設備を設置する必要があるとされているものがある。このため、その設置費用がかさむほか、商

品を置く場所もその分狭くなっている。パック詰めされた食品のみを取り扱う場合には、アルコール除菌スプレー等で代用可能とする等、流水式手洗設備の設置の義務付けを緩和してほしい。

#### 【制度の概要】

厚生労働省は、取扱要領において、都道府県知事等が移動販売許可の基準を整備する上での留意事項として、飲食に起因する衛生上の危害を防止するために必要な限度において、取扱品目の制限等の条件を付することができることとし、具体的に、「あらかじめ包装したものに限りて取扱うこと」（食肉販売業）、「車内で調理加工を行わず、取扱う生食用の魚介類はあらかじめ包装したものに限ること」等を例示している。また、都道府県知事等が移動販売車に係る施設基準を整備する上での留意事項として、「営業車には、飲用に適する水を十分供給することのできる容積の貯水槽を有した流水式手洗設備を設け、かつその汚水が衛生的に処理できるようにされていること」を示している。

#### 【調査結果】

今回、調査対象 20 都道府県のうち 18 都道府県では、移動販売車に係る施設基準において、流水式手洗設備の設置が義務付けられていた。

厚生労働省は、取扱要領において流水式手洗設備に関する基準を示している理由について、「食肉、魚介類、乳類等の動物由来食品については、原料由来の病原微生物の付着等による食中毒リスクの高い食品であるため、温度管理や二次汚染防止等の衛生管理が特に必要と考えており、包装された食品であっても、食品の小分けや外装の破損等によりあらかじめされている包装を解き、再包装をする場合等もあることから、手洗設備が必要である」としている。また、「移動販売車であっても固定施設と同等の衛生管理状態を確保する必要があるため、固定施設と同様、流水式手洗設備の設置を基準とした」としている。

一方、「取扱要領は都道府県知事等に対し施設基準の参考として示しているものであり、必ずしも取扱要領のとおり施設基準を策定することを義務付けるものではないことから、都道府県等の判断により、移動販売で取り扱う食品の状態等を踏まえ、流水式手洗設備の設置により確保される衛生管理状態と同等の状態を確保できる他の設備の設置をもって、施設基準を満たすこととしても差し支えない」としている。

しかし、厚生労働省は、その旨を通知等により明文化したことはなく、特段の周知も行っていないとしている。

一方、調査対象 20 都道府県のうち 2 都道府県では、衛生上支障がないと知事が認めた場合や、消毒設備により代用できる場合には、業種を限定しつつも、移動販売車への流水式手洗設備の設置を義務付けていない状況が

図表4-③  
(再掲)

図表4-⑦

みられた。

調査した移動販売を行う事業者からは、「包装された食品のみを取り扱っているため、流水式手洗設備を用いる頻度は多くない」とする意見も聴かれた。

移動販売車への流水式手洗設備の設置の義務付けが緩和されれば、事業者にとっては、当該設備の設置のための費用等の負担が軽減されることが想定される。また、貯水槽の設置が不要となることにより、その分多くの商品を移動販売車に積むことが可能となり、事業者にとって有益であると考えられる。

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、買物弱者対策に取り組む事業者の負担軽減等の観点から、取り扱う食品の再包装を行わない等、移動販売で取り扱う食品の状態等を踏まえた適切な衛生管理状態を保つことができている場合には、都道府県知事等の判断により、流水式手洗設備の設置を義務付けなくても差し支えないことを都道府県等に周知する必要がある。

図表4-⑧

図表 4-① 自動車による移動販売許可の取得に関する要望

- ・ 複数の地方公共団体の区域をまたがって移動販売を行う際、保健所を設置している地方公共団体の管轄区域ごとに移動販売の許可が必要となっており、その都度、申請書類作成や申請手数料等の負担が生じている。ある地方公共団体で自動車による移動販売許可を取得した場合は、他の保健所を設置している地方公共団体の管轄区域でも営業できるようにしてほしい。
- ・ 移動販売の営業地域を拡大する場合、現在許可を取得している保健所の管轄と営業地域が異なると改めて営業許可を申請する必要がある、手数料等の負担が発生している。何度も手続を行うことは書類作成や費用の負担が大きいため、手続を簡素化してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-② 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）〈抜粋〉

第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号 に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～3 (略)

第五十三条～第六十五条の三 (略)

第六十六条 第四十八条第八項、第五十二条、第五十三条第二項、第五十四条、第五十五条第一項、第五十六条及び第六十三条中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」とする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 4-③ 「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について」(昭和 42 年 3 月 3 日付け環乳  
第 5016 号厚生省環境衛生局長通知) <抜粋>

近年都市部への人口の集中及び生活形態の変化などにより、大規模な移動店舗ともいべき食品の移動販売用自動車の利用が増加する傾向にある。

これらの特殊自動車に対して食品衛生法第21条に基づいて許可を与えるに当たっては、当然従来定められている施設基準に準じ食品衛生上支障のないような施設につき許可しているものと思われるが、その許可条件が食品衛生法本来の目的からみて必ずしも適正であるとは言い難いものも見受けられる。その際その取扱いに遺憾なきを期するため、次のような取扱要領を定めたのでこれを参考として食品衛生の維持向上のために努力されたい。

### 自動車による食品の移動販売に関する取扱要領

#### 第1 目的

この要領は、自動車に販売施設を設けて食品を販売する形態の営業について、必要な取扱い方針を定めることによって食品衛生法(以下「法」という。)の円滑な運営をはかり、もって飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

#### 第2 対象

この要領は、法上許可業種とされている食肉販売業、魚介類販売業及び乳類販売業のうち、自動車(道路輸送車輛法第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)に販売施設を設けて出店予定地を巡回する形態のものを対象とする。

(中略)

#### 第3 取扱方針

自動車を利用した移動販売営業については、固定店舗と同程度の衛生水準が維持できるものであれば許可する方針であるが、固定店舗を主たる対象として設けられた現行の施設基準を適用するにあたっては、施設基準及びその運用方法について再検討を加え、その営業形態の特殊性を考慮して現実的な観点から所要の措置を講ずるものとする。その際、当該営業について営業場所の極端な制限を行う等公衆衛生の見地を逸脱するような条件を付してはならない。

##### 1 営業許可

(中略)

(イ) 営業許可にあたっては、法第二十一条第三項の規定にもとづき、飲食に起因する衛生上の危害を防止するために必要な限度において、品目の制限その他の条件を付することができること。なお、取扱品目に関する条件を付する場合には、次のようなものが考えられること。

食肉販売業にあつては、あらかじめ包装したものに限りて取扱うこと。魚介類販売業にあつては、車内で調理加工を行わず、取扱う生食用の魚介類はあらかじめ包装したものに限りて取扱うこと。

(ウ) 営業許可は、営業車の属する主たる固定施設の営業所またはこれに代る当該営業車を管理する事務所等(以下「営業所等」という。)の所在地を管轄する都道府県知事(政令市長を含む。以下同じ。)が行うものとする。営業所等の所在地以外の都道府県の管轄区域にも移動して営業を行う場合には、改めて当該都道府県知事の許可を要するものとする。

(中略)

2 施設について

営業車は固定店舗と販売形態を異にするもので、その販売形態の特殊性を考慮して、特に次の事項に留意して施設基準の取扱要領等の整備を計ること。

(中略)

(エ) 営業車には、飲用に適する水を十分供給することのできる容積の貯水槽を有した流水式手洗設備を設け、かつその汚水が衛生的に処理できるようにされていること。

(以下略)

(注) 下線は、当省が付した。



図表 4-④ 「食品衛生法に基づく営業許可について」（平成 20 年 3 月 27 日付け食安監発第 0327002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）〈抜粋〉

1 施設基準関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づき都道府県知事が定める飲食店営業等の施設基準の設定に係る技術的助言として、「営業施設基準の準則」（昭和32年9月9自衛環発第43号別添）を示しているが、業態が特殊なものであって、知事が公衆衛生上支障がないと認めた事項については、しんしゃくすることが可能としている。

各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うよう努めること。

2 複数の地域をまたがる事業者に係る営業許可手続関係

複数の地域をまたがって営業を行う営業者については、各地域において営業許可を取得する必要があるが、既に近隣の都道府県等の営業許可を取得している場合には、関係都道府県等の施設基準の内容を考慮し、当該都道府県等と連携の上、営業許可手続の簡素化が図られるよう努めること。

（以下略）

（注） 下線は、当省が付した。

図表 4-⑤ 保健所の許可の取得の有無にかかわらず、管轄区域ごとに許可取得を必要としている理由

- ・ 設置要件等は各保健所設置地方公共団体の条例により定められており、許可権者が異なる。
- ・ 都道府県内の保健所を設置する市と調整を行った上で許可の基準を定めてはいるが、違反が発生した場合の処分方法について調整を図っていない。
- ・ 都道府県内の保健所を設置する市と、許可の基準（特に施設の基準）が異なる。

（注） 当省の調査結果による。

図表 4-⑥ 移動販売許可の取得に要する費用の例

地方公共団体	内容																						
<p>A都道府県 a市</p>	<p>A都道府県では、A都道府県内の保健所設置市（4市）において移動販売許可を得ている者であっても、当該市の区域外のA都道府県の区域において移動販売を行おうとする際には、以下の業種ごとにA都道府県による移動販売許可を得ることが必要である。</p> <p>（A都道府県における移動販売許可の業種及び許可申請手数料）</p> <table border="1" data-bbox="379 495 930 674"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>許可申請手数料（新規）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食肉販売業</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>魚介類販売業</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>乳類販売業</td> <td>12,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、A都道府県内の保健所設置市であるa市の区域において移動販売を行おうとする際には、以下の業種ごとにa市による移動販売許可を得ることが必要である。</p> <p>（a市における移動販売許可の業種及び許可申請手数料）</p> <table border="1" data-bbox="379 887 930 1066"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>許可申請手数料（新規）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食肉販売業</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>魚介類販売業</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>乳類販売業</td> <td>10,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のことから、例えば、a市に所在する事業者が、a市の区域及びa市の区域以外のA都道府県の区域にまたがって、食肉、魚介類、乳類の3業種について移動販売を行おうとする場合には、以下のとおり、69,300円の許可申請手数料が必要となる。</p> <table data-bbox="405 1279 1230 1402"> <tbody> <tr> <td>許可申請手数料（a市）</td> <td>31,500円（10,500円×3業種）</td> </tr> <tr> <td>許可申請手数料（A都道府県）</td> <td>37,800円（12,600円×3業種）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>69,300円</td> </tr> </tbody> </table>	業種	許可申請手数料（新規）	食肉販売業	12,600円	魚介類販売業	12,600円	乳類販売業	12,600円	業種	許可申請手数料（新規）	食肉販売業	10,500円	魚介類販売業	10,500円	乳類販売業	10,500円	許可申請手数料（a市）	31,500円（10,500円×3業種）	許可申請手数料（A都道府県）	37,800円（12,600円×3業種）	合計	69,300円
業種	許可申請手数料（新規）																						
食肉販売業	12,600円																						
魚介類販売業	12,600円																						
乳類販売業	12,600円																						
業種	許可申請手数料（新規）																						
食肉販売業	10,500円																						
魚介類販売業	10,500円																						
乳類販売業	10,500円																						
許可申請手数料（a市）	31,500円（10,500円×3業種）																						
許可申請手数料（A都道府県）	37,800円（12,600円×3業種）																						
合計	69,300円																						
<p>B都道府県 b市</p>	<p>B都道府県では、B都道府県内の保健所設置市（4市）において移動販売許可を得ている者であれば、当該市の区域外のB都道府県の区域で移動販売を行おうとする際には、改めてB都道府県において移動販売許可を得る必要はない。</p> <p>（B都道府県における移動販売許可の業種及び許可申請手数料）</p> <table border="1" data-bbox="379 1659 930 1839"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>許可申請手数料（新規）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食肉販売業</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>魚介類販売業</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>乳類販売業</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、B都道府県内の保健所設置市であるb市における移動販売許可の手数料は、以下のとおりである。</p>	業種	許可申請手数料（新規）	食肉販売業	11,000円	魚介類販売業	11,000円	乳類販売業	11,000円														
業種	許可申請手数料（新規）																						
食肉販売業	11,000円																						
魚介類販売業	11,000円																						
乳類販売業	11,000円																						

(b市における移動販売許可の業種及び許可申請手数料)

業種	許可申請手数料(新規)
食肉販売業	9,600円
魚介類販売業	9,600円
乳類販売業	9,600円

上記のことから、例えば、b市に所在する事業者が、b市の区域及びb市の区域以外のB都道府県の区域にまたがって、食肉、魚介類、乳類の3業種について移動販売を行おうとする場合には、以下のとおり、b市における許可申請手数料28,800円だけが必要となる。

許可申請手数料(b市)	28,800円(9,600円×3業種)
許可申請手数料(B都道府県)	不要
合計	28,800円

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-⑦ 移動販売車への流水式手洗設備の設置を義務付けていない都道府県の規定

地方公共団体	規定内容
三重県	<p>○ 三重県食品衛生規則第16条第2号に基づき定める基準（自動車による食品の調理販売営業）＜抜粋＞</p> <p>1 目的 この基準は、自動車に施設を設けて食品の調理又は販売する形態の営業について、三重県食品衛生規則第16条2号に基づき公衆衛生上講ずべき措置等を定め、食品衛生法の円滑な運営を図るとともに、飲食に起因する危害の発生を防止することを目的としている。</p> <p>2 対象 この要領の適用を受ける業種は、次のものとする。 飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業、アイスクリーム営業、魚介類販売、食肉販売業、乳類販売業</p> <p>(中略)</p> <p>4 施設基準 (一般基準) (3) 施設内には、消毒装置を備えた流水式手洗設備を設けること。ただし、<u>乳類販売業、食肉販売業、包装された魚介類販売業</u>においてはこの限りではない。</p> <p>(以下略)</p>
大阪府	<p>○ 大阪府食品衛生法施行条例＜抜粋＞</p> <p>第4条 食品衛生法第51条に規定する基準は、別表第3各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める要件を備えることとする。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>1 共通基準 2項 営業の施設の構造設備の基準</p> <p>(中略)</p> <p>22 露店により営業を行う場合又は自動車により営業(魚介類販売業を除く。)を行う場合は、次に掲げる要件を備えること。 (1) <u>流水受槽式手洗設備を有しないときは、消毒用アルコール、逆性石けん等を含ませた綿を十分に入れた容器を備えること。</u></p> <p>(以下略)</p>

(注) 三重県及び大阪府の資料に基づき、当省が作成した。

図表 4-⑧ 移動販売車への貯水槽設置緩和に関する意見・要望

- ・ A都道府県が定めている移動販売に係る施設基準では、食肉、魚介類及び乳類を販売する場合には、移動販売車に飲料に適する水を十分供給することのできる容積の貯水槽を有した流水式手洗設備を設置する必要があるとされている。このため、その設置費用がかさむほか、商品を置く場所もその分狭くなっている。パック詰めされた商品のみを取り扱う場合には、アルコール除菌スプレー等で代用可能とする等、流水式手洗設備の設置の義務付けを緩和してほしい。
- ・ 移動販売車には、18リットル以上の貯水槽を有する流水式の手洗設備を設置するよう求められている。貯水槽及び手洗設備は広い設置スペースを必要とするため、移動販売車に積載する商品を制限せざるを得ない支障が発生している。当該移動販売車では、肉・魚の生鮮品はパック詰めされているため、直接商品に触れることもなく、流水式手洗設備を用いる頻度は多くない。貯水槽及び手洗設備の設置について規制緩和してほしい。

(注) 当省の調査結果による。